

電子化加算の届出について（重要）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素から本会の事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度の診療報酬改正に伴い、みだしの電子化加算の施設基準が変更となっております。これにより、下記に該当する医療機関は改めて電子化加算の届出が必要となりましたので取り急ぎお知らせいたします。

つきましては、内容確認のうえ速やかに沖縄社会保険事務局へ届けられますようご連絡申し上げます。

謹白

記

- 1 , 別添「記載例」にありますように、「4の選択要件及びその実施内容」の3段目にチェック(レ)を入れて電子化加算を届け出た(改定前に)医療機関につきましては、この度の改正により院内表示が新たに追加されました。
- 2 , したがいまして、この掲示内容について記載をして改めて沖縄社会保険事務局へ届出をする必要があります。
- 3 , つきましては、別添「記載例」を参照のうえ届け出をお願いします。
- 4 , なお、繰り返しますが前回の改定時に3段目にチェックを入れた医療機関のみが対象となっておりますので、お間違えのないよう願います。
- 5 , 提出期限は4月14日となっております。
- 6 , 届出様式は、添付いたしました「別添7」・「様式2」となっています。提出の際は必ずコピー等を取られるよう対応をお願いします。以上、取り急ぎご連絡申し上げます。

※電子化加算施設基準(抜粋) 日医:自奉

~~ウ 平成19年4月1日以降、試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること(許可病床数が400床以上の病院に限る。)~~

(2) 次のいずれかに該当していること。

ア フレキシブルディスク又は光ディスクを提出することにより診療報酬の請求を行っていること(許可病床数が400床未満の保険医療機関に限る。)

イ 試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること(許可病床数が400床未満の保険医療機関に限る。)。ただし、平成19年3月31日までの間は、許可病床数が400床以上の病院を含む。

ウ 患者から求めがあった時ときに、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細証書を交付する体制を整えていること。その旨を院内のわかりやすい場所及び支払窓口に表示していること。

エ バーコード、電子タグ等による医療安全対策を行っていること。

オ インターネットを活用した予約システムが整備されていること。

カ 診療情報(紹介状を含む。)を電子的に提供していること。

キ 検査、投薬等に係るオーダーリングシステムが整備されていること。

ク 電子カルテによる診療録管理を行っていること。

ケ フィルムへのプリントアウトを行わずに画像を電子媒体に保存し、コンピューターの表示装置等を活用し画像診断を行っていること。

コ 遠隔医療支援システムを活用し、離島若しくはへき地における医療又は在宅医療を行っていること。

2 届出に関する事項

電子化加算の施設基準に係る届出は、別添~~6~~7の様式~~1~~2を用いること。

第~~2~~3 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する施設基準等

1 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する施設基準等

(1) 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する基準における文書により紹介された患者の数及び当該保険医療機関における初診患者の数は、届出前1か月間(暦月)の数値を用いる。

(2) 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する基準における手術の数は、届出前1年間(暦年)の数値を用いる。

(3) (1)の「文書により紹介された患者の数」とは、別の保険医療機関等からの文書(別紙様式1又はこれに準ずる様式)により紹介されて歯科、小児歯科、矯正歯科又は口腔外科を標榜する診療科に来院し、初診料を算定した患者(当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関からの紹介患者は除く。)の数をいい、当該保険医療機関における「初診の患者の数」とは、当該診療科で初診料を算定した患者の数(時間外、休日又は深夜に受診した6歳未満の患者を除く。)をいう。単に電話での紹介を受けた場合等は紹介患者には該当しない。

(4) 「特別の関係にある保険医療機関」とは「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の別添1第1章第2部通則7の(3)に規定する特別の関係にある保険医療機関をいう。

(5) 当該病院が当該病院の存する地域において、歯科医療を担当する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

〈記載例〉

様式 2

電子化加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 保険医療機関の許可病床数	床
2 診療報酬請求に係る電算処理システムの導入の有無	有 ・ 無
3 診療報酬点数表の各部単位で金額の内訳の分かる領収証の交付 交付している ・ 交付していない	
4 選択的要件及びその実施内容	
<p>(該当する要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 光ディスク等により診療報酬の請求を行っている。 <input type="checkbox"/> 試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 患者から求めがあったときに、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を交付する体制を整えており、その旨を院内のわかりやすい場所及び支払窓口に表示している。 <input type="checkbox"/> バーコード、電子タグ等による医療安全対策を行っている。 <input type="checkbox"/> インターネットを活用した予約システムが整備されている。 <input type="checkbox"/> 診療情報（紹介状を含む。）を電子的に提供している。 <input type="checkbox"/> 検査、投薬等に係るオーダリングシステムが整備されている。 <input type="checkbox"/> 電子カルテによる診療録管理を行っている。 <input type="checkbox"/> フィルムへのプリントアウトを行わずに画像を電子媒体に保存し、コンピューターの表示装置等により画像診断を行っている。 <input type="checkbox"/> 遠隔医療支援システムを活用し、離島若しくはへき地における医療又は在宅医療を行っている。 	
<p>(実施内容の詳細) A (記載例)</p> <p style="text-align: center;">～ お知らせ ～</p> <p>本院では、算定した診療報酬の区分・項目の名称、及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を交付する体制を整えておりますので、ご希望の方は受付までお申し出ください。</p>	

[記載上の注意]

「4」については、該当する要件の口に「レ」を記入し、その実施内容の詳細について記載すること。

従事者から届出をされている医療機関である
 この「レ」を入力し、届出た医療機関は**A**欄に内容を記載のうえ
 改めて届出が必要です。
 詳細は、社会保険事務局へ確認願います。

電子化加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 保険医療機関の許可病床数	床
2 診療報酬請求に係る電算処理システムの導入の有無	有 ・ 無
3 診療報酬点数表の各部単位で金額の内訳の分かる領収証の交付 交付している ・ 交付していない	
4 選択的要件及びその実施内容	
<p>(該当する要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 光ディスク等により診療報酬の請求を行っている。 <input type="checkbox"/> 試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っている。 <input type="checkbox"/> 患者から求めがあったときに、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を交付する体制を整えており、その旨を院内のわかりやすい場所及び支払窓口に表示している。 <input type="checkbox"/> バーコード、電子タグ等による医療安全対策を行っている。 <input type="checkbox"/> インターネットを活用した予約システムが整備されている。 <input type="checkbox"/> 診療情報（紹介状を含む。）を電子的に提供している。 <input type="checkbox"/> 検査、投薬等に係るオーダーリングシステムが整備されている。 <input type="checkbox"/> 電子カルテによる診療録管理を行っている。 <input type="checkbox"/> フィルムへのプリントアウトを行わずに画像を電子媒体に保存し、コンピューターの表示装置等により画像診断を行っている。 <input type="checkbox"/> 遠隔医療支援システムを活用し、離島若しくはへき地における医療又は在宅医療を行っている。 	
<p>(実施内容の詳細)</p>	

[記載上の注意]

「4」については、該当する要件の□に「レ」を記入し、その実施内容の詳細について記載すること。